

甲種防火管理再講習の開催について

消防法施行規則第2条の3第1項に定める講習会を次のとおり開催します。

《日 時》 令和4年6月24日（金）9時00分～11時00分

《会 場》 大和総合運動公園 大会議室（光市大字岩田849番地）

《対 象 者》 ホテル、病院、物品販売店舗など不特定多数の人が利用し、消防法で定められた収容人員が300人以上となる防火対象物において、甲種防火管理者として選任され、再講習の受講が義務付けられている方。

※受講期限（受講サイクル）については、別紙をご参照ください。

《定 員》 20名程度

《受 講 料》 1,400円（税込み） ※テキスト代

《申込方法》 電話（消防本部予防課指導係：0833-74-5602）による事前予約後、申込みに必要な書類等を送付してください。

申込みに必要な書類等

1 受講申込書

光地区消防組合のホームページ (<https://119.city.hikari.lg.jp>) に受講申込書の様式を掲載していますので、ダウンロードしてA4サイズの白紙に印刷してください。

2 受講票返信用封筒

受講票の受取りに必要な住所及び氏名を明記し、84円切手を貼り付けてください。

3 写真1枚

- ・6ヶ月以内に撮影し、縦4cm×横3cmの大きさ
- ・正面からの上三分身像で、顔がはっきり分かり、無帽、無背景
- ・裏面に氏名を記入

4 甲種防火管理講習を修了したことを証明する書面の写し

甲種防火管理新規講習又は再講習（前回受講）の修了証の写しを添付してください。

《申 込 先》 〒743-0011 光市光井六丁目16番1号
光地区消防組合消防本部 予防課指導係

《申込期間》 令和4年5月16日(月)～6月3日(金) **※必着**

《受講票の送付》 受講申込書を受理後、受講票を返送します。6月17日(金)までに受講票が到着しない場合は、次ページの問合せ先までご連絡ください。

《講習当日の留意事項》

- 1 受付時に受講票を提示し、受講料をお支払いください。(お釣りのないようお願いします。)
- 2 受講票の返送に併せて送付する健康チェックシートを提出してください。
- 3 講習の全課程修了後に修了証を交付します。原則として、遅刻又は早退等により履修時間が不足した場合は修了証を交付できません。
- 4 筆記用具は各自で準備してください。
- 5 当日欠席する場合は早めに連絡してください。

※重要※ 受講者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染対策を講じたうえで講習を開催します。受講に際しては、次の事項についてご理解とご協力をお願いします。

- 1 発熱、咳、のどの痛み等の風邪症状や新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触がある場合等は、受講を見合わせるようにしてください。なお、受付時に非接触型体温計での検温を行います。(検温結果が37.5℃以上の場合は、受講を見合わせていただきます。)
- 2 入場時に備付けのアルコール消毒液で手指を消毒してください。
- 3 会場ではマスクを着用してください。
- 4 定期的に室内の換気を行いますのでご理解ください。
- 5 万一、講習担当職員又は受講者に感染が確認され、保健所等により他受講者が濃厚接触者に該当すると判断された場合は、該当者の連絡先等の情報を関係機関へ提供する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、受講対象者を光地区消防組合の管轄区域内(光市、田布施町及び周南市(熊毛地域))に居住する方及び同区域内に存する防火対象物に勤務する方に限定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、今後、山口県に「緊急事態宣言」が発令され、又は本消防組合の管轄区域に「まん延防止等重点措置」が適用され、その期間に講習日が含まれる場合は、講習の開催を延期します。

なお、受講対象者を限定し、又は講習の開催を延期する場合は、本消防組合のホームページへ掲載するとともに、個別にご連絡します。

《問合せ先》 〒743-0011 光市光井六丁目16番1号
光地区消防組合消防本部 予防課指導係
TEL 0833-74-5602

